

令和8年度貨物運送業務（単価契約）仕様書

1 業務の目的

受注者は、令和8年度貨物運送業務（単価契約）発送元等一覧表（別添1）（以下「発送元一覧表」という。）に定める発送元官署（以下「発送者」という。）の物品等（以下「貨物」という。）を発送者が配達先として指定する者（以下「指定人」という。）に安全かつ確実に運送するものである。

2 業務内容

- (1) 発送者は、規格、数量、配達先、配達期日及びその他必要な事項を記載した運送伝票を発行し、これを受注者に交付して業務の履行を依頼するものとする。
なお、運送伝票は、受注者が前もって指定する様式によるものとする。
- (2) 受注者は、発送者から集荷した貨物を厳重な管理のもと、迅速かつ確実に指定人に運送するものとする。

3 契約における便種

便種は次のとおりとする。

- ア 「通常便」は、受注者が通常提供する運送サービスであって、定められた場所で毎日集荷し、運送伝票に基づき、運送するものを指す。
- イ 「着払便」は、発送者があらかじめ受注者に対して発送元一覧表に定める発送元住所以外の場所で貨物の集荷を依頼し、又は受注者の営業所や取扱店（以下「営業所等」という。）へ貨物を持ち込み、受注者が発送元一覧表の着払便対応官署に運送するサービスを指す。

4 貨物の集荷場所及び集荷時間等

(1) 貨物の集荷場所

【通常便】：発送元一覧表の発送元住所。

【着払便】：発送者が依頼した集荷場所又は持ち込み先の営業所等。

ただし、監督職員との協議による変更を妨げない。

(2) 集荷時間は、毎日午後2時～午後4時の間とする。

ただし、監督職員との協議による変更を妨げない。

(3) 次の期間は、発送元一覧表に示す集荷場所における集荷を行わないものとする。

・土曜日及び日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

・令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間

(4) 上記(3)の集荷を行わない期間に発送者が営業所等に貨物を持ち込んだ場合は、受注者は貨物を引き受けるものとする。

ただし、監督職員との協議による変更を妨げない。

(5) 貨物の引き渡し（集荷）にかかる発送者の準備

【通常便】：運送伝票に必要事項を記入し、貨物に貼付する。

【着払便】：運送伝票に必要事項を記入し、貨物に貼付する。

5 取扱地域及び運送日数

- (1) 本業務にかかる取扱地域は、「令和8年度貨物運送業務（単価契約）配達先及び集荷地域ブロック一覧」（別添2）のとおりとする。
- (2) 受注者が引き受けた貨物は、便種ごとに原則として以下の日数以内（引受日を含む）に指定人に引き渡すものとする。

ただし、天災、気象条件等による遅延及び監督職員の了解があった場合はこの限りでない。

【通常便】：・同一県内、九州北部（離島除く）及び九州南部（離島除く）は、
3日以内

・その他の地域は、5日以内

【着払便】：・同一県内、九州北部（離島除く）及び九州南部（離島除く）は、
3日以内

・その他の地域は、5日以内

- (3) 配達日が4(3)に示す期間の場合は、翌営業日とする。

6 貨物の運送予定数量及び重量等区分

「令和8年度貨物運送業務（単価契約）予定数量」（別添3）のとおりとする。

ただし、運送予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

また、昨年度の離島に係る数量の実績は「離島実績一覧」（別添3の2）のとおり。

7 貨物の引き渡し（配達）の確認

監督職員は必要に応じ、受注者に対して指定人への貨物の引き渡し完了の確認を求めることができる。この場合、受注者は貨物の引き渡しを証明する書類を監督職員に提示するものとする。

ただし、受注者がホームページ等において運送伝票番号から貨物の運送状況を確認できるサービスを提供している場合は、提示を要しない。

8 貨物の取扱明細書の提出

受注者は、請求金額の内訳確認のため、発送元一覧表に定める発送者及び発送月ごとに実績を整理し、貨物の取扱明細書（運送伝票番号、重量又はサイズ、単価等が表示されたもの）を作成の上、監督職員に対して翌月10日までに提出するものとする（令和9年3月分については同年3月31日まで）。

なお、監督職員が受注者のホームページ等から取扱明細書をダウンロードすることができる場合は、提出を要しない。

9 貨物取扱店名一覧の提出

落札決定後に落札者は、発注者に対して「令和8年度貨物運送業務（単価契約）営業所等一覧」（別添4）を速やかに提出するものとする。

10 責任の始期及び終期

受注者の貨物に関する責任は、発送者から貨物の引き渡しを受けたときに始まり、指定人に貨物の引き渡しを完了したときに終わるものとする。

11 事故等の通知

受注者は、発送者から引き渡しを受けた貨物について、紛失、損傷、著しい運送遅延その他運送業務に関し事故があったとき、又はそのおそれがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、ただちに、その旨を監督職員に通知し、必要な指示を受け、処理しなければならない。

12 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

13 協議

本仕様書に記載されていない事項又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上、これを定めるものとする。

14 環境への配慮

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- (ア) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (イ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(2) 環境配慮に関する特記事項（みどりチェック）

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、履行完了の報告時（複数回ある場合は最終時）に別添5を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減の「みどりチェック実施状況報告書」として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- (ア) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- (イ) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (ウ) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- (エ) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (オ) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

15 その他

本業務で知り得た事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

令和8年度貨物運送業務(単価契約)発送元等一覧表

集荷場所			地域 ブロック	着払便 対応
	発送元官署	郵便番号		
1	九州農政局福岡県拠点	812-0018	九州 北部	●
2	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所	830-0062		—
3	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 筑後川下流福岡農業水利事業建設所	832-0828		—
4	九州農政局佐賀県拠点	840-0803		●
5	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 上場支所	847-1201		—
6	九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所	842-0053		—
7	九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所 佐賀支所	840-0803		—
8	九州農政局長崎県拠点	852-8106		●
9	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 環境調整課	859-0146		—
10	九州農政局大分県拠点	870-0047		●
11	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 駅館川支所	879-0444		—
12	九州農政局駅館川農地整備事業所	879-0444		—
13	九州農政局西国東海岸保全事業所	872-1101		—
14	九州農政局(本局) 【発注者】	860-8527	九州 南部	●
15	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 熊本支所	860-0834		—
16	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 彦山村駐在	869-2703		—
17	九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 天草分室	863-1202		—
18	九州農政局土地改良技術事務所	862-0901		—
19	九州農政局八代平野農業水利事業所	866-0896		—
20	九州農政局宇城農地整備事業所	869-0502		—
21	九州農政局玉名横島海岸保全事業所	865-0072		—
22	九州農政局八代海岸保全事業所	866-0895		—
23	九州農政局宮崎県拠点	880-0801		●
24	九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所	885-0093		—
25	九州農政局一つ瀬川農業水利事業所	884-0002		—
26	九州農政局鹿児島県拠点	892-0816		●
27	九州農政局 鹿屋駐在所	893-0064		●
28	九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 鹿児島支所	893-0064		—
29	九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 薩摩支所	891-0202		—
30	九州農政局喜界島農業水利事業所	891-6231	鹿児 島県 離島	—

※ 組織改正等に伴う発送元官署の名称変更や発送元住所に移転があった場合でも、契約は継承する。

令和8年度貨物運送業務(単価契約)配達先及び集荷地域ブロック一覧

1.「通常便」

配達先地域ブロック	ブロック内詳細
県内(離島を除く)	発送元県内全域(離島を除く)
県内(離島)	発送元官署が長崎県内又は鹿児島県内に所在し県内離島へ運送する場合。 ブロック内詳細は「長崎県内(離島)」及び「鹿児島県内(離島)」に同じ。
九州北部(離島を除く)	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県(発送元の県を除く)
九州南部(離島を除く)	熊本県・宮崎県・鹿児島県(発送元の県を除く)
長崎県内(離島)	壱岐市、対馬市、五島市、南松浦郡新上五島町、 佐世保市宇久町、平戸市大島村、北松浦郡小値賀町 (長崎県内からの発送を除く)
鹿児島県内(離島)	薩摩川内市(上甑島及び下甑島)、西之表市、熊毛郡内、 奄美市、大島郡内 (鹿児島県内からの発送を除く)
沖縄	沖縄県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
東海	岐阜県、愛知県、三重県、静岡県
関東	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県
信越	新潟県、長野県
北陸	富山県、石川県、福井県
南東北	宮城県、山形県、福島県
北東北	青森県、秋田県、岩手県
北海道	北海道内

2.「着払便」:対応官署に限る(九州農政局(本局)以外は「県内(離島を除く)」のみ)

集荷地域ブロック	ブロック内詳細
県内(離島を除く)	貨物到着県内全域(離島を除く)
九州北部(離島を除く)	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県(貨物到着県を除く)
九州南部(離島を除く)	熊本県・宮崎県・鹿児島県(貨物到着県を除く)
東京都23区内	東京都23区内
長崎県内(離島)	壱岐市、対馬市、五島市、南松浦郡新上五島町
鹿児島県内(離島)	西之表市、熊毛郡内、奄美市、大島郡内

※着払便是、集荷指示書による指示後に直接、最寄りの営業所等に持ち込むことも可能。

令和8年度 貨物運送業務(単価契約) 予定数量

【九州北部発着分】
(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県)

1.「通常便」

(単位:個)

重量及びサイズ※1 配達先地域ブロック	5kg以下 又は 80cm以下	5kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)	570	63	7	1	1
県内 (離島)	68	10	4	1	1
九州北部 (離島を除く)	21	5	2	1	1
九州南部 (離島を除く)	87	63	40	21	2
長崎県内(離島) (県内発送を除く)	1	1	1	1	1
鹿児島県内(離島) (県内発送を除く)	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1
中国	2	1	1	1	1
四国	1	1	1	1	1
近畿	1	1	1	1	1
東海	1	1	1	1	1
関東	11	1	1	1	1
信越	1	1	1	1	1
北陸	1	1	1	2	1
南東北	1	1	1	1	1
北東北	1	1	1	1	1
北海道	1	1	1	1	1
計	770	154	66	38	18

2.「着払便」:対応官署に限る(九州農政局(本局)以外は「県内(離島を除く)」のみ)

(単位:個)

重量又はサイズ※1 集荷地域ブロック	5kg以下 又は 80cm以下	5kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)	67	34	18	1	1
九州北部 (離島を除く)					
九州南部 (離島を除く)					
東京都23区内					
長崎県内(離島)					
鹿児島県内(離島)					
計	67	34	18	1	1

※:「サイズ」とは貨物の縦、横、高さの合計をcm単位(小数点以下切上げ)で表示したもの

令和8年度 貨物運送業務(単価契約) 予定数量

【九州南部発着分】
(熊本県、宮崎県、鹿児島県(離島を除く))

1.「通常便」

(単位:個)

配達先地域ブロック	重量及びサイズ※1	5kg以下 又は 80cm以下	5kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)	814	166	10	6	1	
県内 (離島)	26	28	4	1	1	
九州北部 (離島を除く)	299	80	28	8	2	
九州南部 (離島を除く)	210	73	37	21	4	
長崎県内(離島) (県内発送を除く)	1	1	1	1	1	
鹿児島県内(離島) (県内発送を除く)	12	8	1	1	1	
沖縄	7	1	1	1	1	
中国	8	1	2	1	1	
四国	1	1	1	1	1	
近畿	8	1	1	1	1	
東海	7	4	2	1	1	
関東	78	30	23	1	6	
信越	1	1	1	1	1	
北陸	2	1	1	1	1	
南東北	3	1	2	1	4	
北東北	1	1	1	1	1	
北海道	1	1	1	1	1	
計	1,479	399	117	49	29	

2.「着払便」:対応官署に限る(九州農政局(本局)以外は「県内(離島を除く)」のみ)

(単位:個)

集荷地域ブロック	重量又はサイズ※1	5kg以下 又は 80cm以下	5Kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)	88	14		1	1	1
九州北部 (離島を除く)	2	1		1	1	1
九州南部 (離島を除く)	1	2		1	1	1
東京都23区内	1	1		1	1	1
長崎県内(離島)	1	1		1	1	1
鹿児島県内(離島)	1	1		1	1	1
計	94	20		6	6	6

※:「サイズ」とは貨物の縦、横、高さの合計をcm単位(小数点以下切上げ)で表示したもの

令和8年度 貨物運送業務(単価契約) 予定数量

【鹿児島県離島発着分】

1.「通常便」

(単位:個)

配達先地域ブロック	重量及びサイズ※1	5kg以下 又は 80cm以下	5kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)	1	5	2	1	1	1
県内 (離島)	1	1	1	1	1	1
九州北部 (離島を除く)	1	1	1	1	1	1
九州南部 (離島を除く)	4	1	1	1	1	1
長崎県内(離島) (県内発送を除く)	1	1	1	1	1	1
鹿児島県内(離島) (県内発送を除く)						
沖縄	1	1	1	1	1	1
中国	1	1	1	1	1	1
四国	1	1	1	1	1	1
近畿	7	1	1	1	1	1
東海	1	1	1	1	1	1
関東	4	1	1	1	1	1
信越	1	1	1	1	1	1
北陸	1	1	1	1	1	1
南東北	1	1	1	1	1	1
北東北	1	1	1	1	1	1
北海道	1	1	1	1	1	1
計	28	20	17	16	16	

2.「着払便」:対応官署に限る(九州農政局(本局)以外は「県内(離島を除く)」のみ)

(単位:個)

集荷地域ブロック	重量又はサイズ※1	5kg以下 又は 80cm以下	5kg超え 10kg以下 又は 100cm以下	10kg超え 15kg以下 又は 120cm以下	15kg超え 20kg以下 又は 140cm以下	20kg超え 25kg以下 又は 160cm以下
県内 (離島を除く)						
九州北部 (離島を除く)						
九州南部 (離島を除く)						
東京都23区内						
長崎県内(離島)						
鹿児島県内(離島)						
計						

※:「サイズ」とは貨物の縦、横、高さの合計をcm単位(小数点以下切上げ)で表示したもの

・離島への発送実績（本土→離島）

差出元	宛先	数量	計	備考
九州農政局 (熊本県熊本市西区)	鹿児島県大島郡徳之島町	1	21	
	鹿児島県大島郡知名町	7		
	鹿児島県大島郡喜界町	11		
	鹿児島県熊毛郡中種子町	2		
長崎県拠点 (長崎県長崎市岩川町)	長崎県北松浦郡小值賀町	3	80	
	長崎県南松浦郡新上五島町	3		
	長崎県対馬市	17		
	長崎県五島市	25		
	長崎県壱岐市	32		
鹿児島県拠点 (鹿児島県鹿児島市山下町)	鹿児島県大島郡和泊町	1	58	
	鹿児島県大島郡龍郷町	1		
	鹿児島県大島郡与論町	1		
	鹿児島県大島郡徳之島町	2		
	鹿児島県大島郡天城町	5		
	鹿児島県大島郡知名町	2		
	鹿児島県大島郡喜界町	2		
	鹿児島県大島郡伊仙町	1		
	鹿児島県西之表市	13		
	鹿児島県熊毛郡南種子町	13		
	鹿児島県熊毛郡中種子町	12		
	鹿児島県熊毛郡屋久島町	2		
	鹿児島県奄美市	3		
南部九州土地改良調査管理事務所 (宮崎県都城市志比田)	鹿児島県大島郡知名町	1	1	

・離島からの発送実績（離島→本土）

喜界島農業水利事業所 (鹿児島県大島郡喜界町)	茨城県つくば市	1	24	
	東京都千代田区	2		
	東京都世田谷区	1		
	大阪府大阪市港区	5		
	大阪府吹田市	1		
	兵庫県神戸市灘区	1		
	愛媛県松山市	1		
	熊本県熊本市西区	5		
	鹿児島県鹿児島市	7		
	鹿児島県熊毛郡中種子町	1		着払

令和8年度貨物運送業務(単価契約)営業所等一覧

発送元官署 (集荷場所)	発送元官署を担当する営業所等		
	営業所等名	住 所	TEL
九州農政局福岡県拠点			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 筑後川下流福岡農業水利事業建設所			
九州農政局佐賀県拠点			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 上場支所			
九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所			
九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所 佐賀支所			
九州農政局长崎県拠点			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 環境調整課			
九州農政局大分県拠点			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 駅館川支所			
九州農政局駅館川農地整備事業所			
九州農政局西国東海岸保全事業所			
九州農政局(本局) 【発注者】			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 熊本支所			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 産山村駐在			
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所 天草分室			
九州農政局土地改良技術事務所			
九州農政局八代平野農業水利事業所			
九州農政局宇城農地整備事業所			
九州農政局玉名横島海岸保全事業所			
九州農政局八代海岸保全事業所			
九州農政局宮崎県拠点			
九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所			
九州農政局一つ瀬川農業水利事業所			
九州農政局鹿児島県拠点			
九州農政局 鹿屋駐在所			
九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 鹿児島支所			
九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 薩摩支所			
九州農政局喜界島農業水利事業所			

みどりチェック実施状況報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 九州農政局長 殿

契約件名	
受注者名	
担当者・連絡先	

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を發揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由
()

- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由
()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

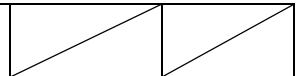
- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記 非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・その他（
）

）



- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由
()

<参考>

農林水産省ホームページ

「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書

－民間事業者・自治体等編－」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>